

さわやかナーシングみたけ

(5)-2 重要事項説明書

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 慈恵会
事業者の所在地	美濃加茂市下米田町東栢井81番地2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	山田 實紘
電話番号	0574-25-0609

2. 事業所

事業所の名称	さわやかナーシングみたけ
事業所の所在地	可児郡御嵩町井尻65番地1
電話番号	0574-67-8325
FAX番号	0574-67-8327

3. 事業所であわせて実施する事業

事業の種類		岐阜県知事の事業所指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	H13.11.1	岐阜県2171400134号	80名
居宅	通所介護	H12.2.10	岐阜県2171400092号	30名
	短期入所生活介護	H13.11.1	岐阜県2171400134号	20名
認知症対応型共同生活介護		H12.5.1	岐阜県2171400118号	8名
居宅介護支援事業		H12.2.7	岐阜県2171400076号	

4. 事業所の目的と運営方針

目的	事業所は、介護保険法等の関係法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話など提供します。
運営方針	利用者が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者の心身の機能の維持を図ります。また、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

5. 事業所の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	7, 430. 42㎡
構造	鉄筋コンクリート造4階建(耐火建築)
延べ面積	4, 285. 83㎡
利用定員	100名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1名あたりの面積
個室	20室	300. 00㎡	15. 00㎡
個室	16室	228. 00㎡	14. 25㎡
準個室	24室	302. 40㎡	12. 60㎡
準個室	40室	486. 00㎡	12. 15㎡

(3) その他の主な設備

設備の種類	数	面積	1名あたりの面積
食堂	8室	244. 60㎡	3. 8㎡
機能訓練室	1室	129. 60㎡	
一般浴室	1室	24. 75㎡	
機械浴室	1室	24. 75㎡	
便所	22室	91. 12㎡	
医務室	1室	18. 75㎡	

6. 従業者の職種及び員数

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	指定基準
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1			1	1
医師	3			3		3	1以上
生活相談員	1	1				1	1以上
看護職員	9	4		5		53. 4	32以上
介護職員	56	37	1	18			
栄養士	1	1				1	1以上
機能訓練指導員	1	1				1	1以上
事務員	3	3				3	

※上記の従業者の員数は、多少加減することがありますが、指定基準以上の員数を配置しています。

7. 従業員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	
施設長	正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務	4週6休
医師	週3日(火・水・金曜日) 14:00~16:00	
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務	4週6休
看護職員 介護職員 機能訓練指導員	日 勤(8:30~17:00) 夜 勤(17:00~ 9:00) その他(交替勤務にて対応) ・昼間(8:30~17:00)は原則として従業者1名あたり8.1名のお世話をします。 ・夜間(19:00~7:00)は、原則として従業者1名あたり利用者20名のお世話をします。	年間 107日
栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務	4週6休
事務員	正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務	4週6休

8. 事業の実施地域および営業日、利用の予約

実施地域	可児市 美濃加茂市 川辺町 御嵩町 坂祝町 多治見市 土岐市 七宗町
営業日	年中無休
予約の方法	利用の予約は、利用を希望される期間の前月の1日から受け付けています。

9. サービスの利用にあたっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度事業所に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を事業所に届け出てください。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって使用してください。これに反した使用によって破損等が生じた場合は損害を賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動等	事業所内で他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営業活動等をご遠慮ください。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

10. 身体拘束・虐待の禁止

- (1) 事業所は、原則として身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。行動を制限する場合には、社会福祉法人慈恵会 身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者の家族等へ十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録します。
- (2) 事業所は、社会福祉法人慈恵会 虐待防止マニュアルに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待行為は行いません。

11. 秘密の保持

- (1) 事業所及びその従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らしません。
- (2) 事業所は、事業所の従業者が退職後、在職中知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、県及び市町村、他の居宅サービスの事業所、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者に対し利用者、利用者の家族等に関する情報提供の必要がある場合には、必要な情報を提供します。

12. 個人情報の管理

- (1) 事業所は、社会福祉法人慈恵会 個人情報管理規程に基づき、利用者、利用者の家族等の個人情報を厳正に取り扱います

13. 相談・苦情等への対応

- (1) 利用者、利用者の家族等は、事業所が提供するサービス等に相談や苦情がある場合、いつでも苦情受付窓口に関合せ及び苦情を申し立てることができます。その場合、事業所は社会福祉法人慈恵会 苦情対応マニュアルに基づき、すみやかに事実関係を調査するなど、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善及び向上に努めます。
- (2) 事業所は、利用者、利用者の家族等から相談及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者、利用者の家族等に対して不利益、差別的な扱いをしません。
- (3) 事業所は、提供したサービスに関して県及び市町村等からの質問・照会・文書の提供の求め等に応じ、苦情に関する調査に協力します。なお、県及び市町村等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行います。

14. 相談・苦情等受付窓口

(1) 事業所における相談及び苦情受付

責任者	施設長 秋松孝之
担当者	介護長、生活相談員
受付時間	月～金 午前9時～午後5時
受付方法	電話 0574-67-8325 FAX 0574-67-8327 Eメール jikeikai@juno.ocn.ne.jp また、ご意見箱を1階ロビーに設置しています。

(2) 事業者の相談及び苦情受付窓口

窓口担当	慈恵会 サービスセンター
受付時間	月～金 午前9時～午後5時
受付方法	電話 0574-23-0380 FAX 0574-27-4833 Eメール jikeikai@juno.ocn.ne.jp

(3) 利用者の権利を守る委員会

受付時間	月～金 午前9時～午後5時
受付方法	電話 0574-25-0609 FAX 0574-28-4511 ホームページ http://www.jikeikai-sawayaka.jp Eメール info@jikeikai-sawayaka.jp

事業者の内部委員会として設置されますが、公平性、中立性の観点から事業者から独立した第三者機関として、相談苦情等を受け付けます。

(4) 行政機関その他の相談・苦情受付窓口

○御嵩町役場 福祉課 高齢福祉係
可児郡御嵩町1239-1
0574-67-2111

○岐阜県国民健康保険団体連合会
岐阜市下奈良2丁目2-1
058-275-9825

○岐阜県運営適正化委員会
岐阜市下奈良2丁目2-1
058-278-5136

15. 事故発生時の対応及び損害賠償

(1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、社会福祉法人慈恵会 リスクマネジメントマニュアルに基づき、利用者の家族等にすみやかに報告し、必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、サービスの提供にあたって故意又は過失により、利用者に与えた損害に対し責任を負います。その損害賠償内容については、双方協議の上これを定めます。ただし、利

用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

(3) 事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を負いません。

ア 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

イ 利用者が、サービスの提供のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

ウ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

エ 利用者が、事業所及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

16. サービス記録

(1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から社会福祉法人慈恵会 定款施行細則に定める期間において保存します。

(2) 利用者、利用者の家族等は、事業者に対し、前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。それに対し、事業者は、社会福祉法人慈恵会 個人情報管理規程に基づき対応します。なお複写の場合、事業者は実費相当額を請求者に請求することができます。

17. 緊急時の対応

事業所は、利用者の急激な体調の変化又は怪我等により、緊急に診察・治療が必要となった場合、社会福祉法人慈恵会 リスクマネジメントマニュアルに基づき、事業所が契約している協力医療機関において、すみやかに必要な治療が受けられるよう措置を講じ、併せて、利用者の家族等に連絡をします。

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	事業所が定める防災計画に基づき対応を行います。利用者の避難など安全を確保するための必要かつ適切な措置を講じます。			
平常時の訓練等	事業所が定める防災計画に基づき、年2回夜間及び昼間を想定した防災訓練を、利用者も参加して行います。			
防災設備	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
	避難階段	有	室内消火栓	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知機	有
	ガス漏れ報知機	有	非常用電源	有
	カーテン、ふとん等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日は 毎年 4月1日			

本重要事項を証するため、利用者及び事業所は署名又は記名押印のうえ、本書面を2通作成し、それぞれ1通ずつ保有します。なお、重要事項説明書に記載の内容に変更がある場合、利用料金に関する変更のみであれば、今後は利用料金表のみの書類をもって説明し同意を得ることとします。

当事業所は、利用者に対するサービスの提供及び個別援助計画作成に当たり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

説明者 _____ 印

令和 年 月 日

《 利用者 》

私は、重要事項の説明を受け、その内容を理解し、同意します。

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 ()

《 署名代行者 》

下記の理由により、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

＜署名代行理由： _____＞

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話番号 ()

《 身元引受人 》

私は、重要事項の説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話番号 ()

◀ 後見人等 ▶

私は、重要事項の説明を受け、後見人等の責任について理解しました。

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話番号 ()

◀ 事業所 ▶

当事業所は、利用者の申込みを受け、本重要事項に定める義務を誠実に履行します。

所在地 〒509 - 0115
岐阜県可児郡御嵩町井尻65番地1

名称 さわやかナーシングみたけ
代表者 施設長 秋松 孝之 印